

第12回関市・武儀郡町村合併協議会

平成16年5月24日(月)

関市役所6階大会議室

開 会 午後2時00分

1 あいさつ

2 報 告

3 承認事項

議案第1号 平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会歳入歳出決算の
認定について

議案第2号 平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会補正予算(第1
号)について

議案第3号 新市建設計画の作成について

協議第4号 児童福祉事業の取扱いについて

協議第5号 農林水産関係事業の取扱いについて

協議第6号 商工・観光関係事業の取扱いについて

協議第7号 上・下水道事業の取扱いについて

協議第8号 コミュニティ施策の取扱いについて

協議第9号 その他協議が必要な事業(第三セクター)の取扱いにつ
いて

協議第10号 その他協議が必要な事業(除雪対策)の取扱いについて

協議第11号 その他協議が必要な事業(社会福祉協議会)の取扱いに
ついて

協議第12号 その他協議が必要な事業(シルバー人材センター)の取
扱いについて

4 その他

閉 会 午後3時50分

出席者(34名)

【関市】	会 長	後 藤 昭 夫 (市長)
	委 員	松 井 茂 (議長)
	委 員	岡 田 洋 一 (議員)
	委 員	石 原 教 雅 (議員)
	委 員	三ツ岩 征 夫 (議員)
	委 員	野 田 豪 一 (学識経験者)
【洞戸村】	委 員	武 藤 末 彦 (村長)
	委 員	野 村 房 男 (議長)
	委 員	後 藤 明 朗 (議員)

	委 員	本 田	修 (議員)
	委 員	野 村	真 富 (学識経験者)
	委 員	神 山	富 幸 (学識経験者)
【板取村】	副会長	長 屋	勝 司 (村長)
	監査委員	田 中	善 隆 (議長)
	委 員	長 屋	幹 夫 (議員)
	委 員	長 屋	敏 (議員)
	委 員	長 屋	道 郎 (学識経験者)
	委 員	長 屋	和 幸 (学識経験者)
【武儀町】	委 員	福 田	尚 雄 (町長)
	委 員	中 島	慧 (議長)
	委 員	土 屋	昭 雄 (議員)
	委 員	遠 藤	慶 司 (議員)
	委 員	土 屋	希 睦 (学識経験者)
	委 員	美濃羽	大 祐 (学識経験者)
【上之保村】	委 員	波多野	保 (村長)
	委 員	波多野	昭 男 (議員)
	委 員	加 藤	桂 (議員)
	委 員	河 合	正 則 (学識経験者)
	委 員	波多野	勇 (学識経験者)
【武芸川町】	委 員	山 田	憲 幸 (町長)
	委 員	西 田	忠 昭 (議員)
	委 員	杉 山	ミサ子 (議員)
	委 員	杉 本	富 夫 (議員)
	委 員	山 口	保 彦 (学識経験者)

欠席者 (2名)

【上之保村】	委 員	長 尾	匡 雄 (議長)
【武芸川町】	委 員	山 田	時 司 (議長)

参 与 亀 山 稔 (岐阜県中濃地域振興局長)
 オブザーバー 大 門 重一郎 (岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)

顧 問 尾 藤 義 昭 (岐阜県議会議員)

欠席者 (2名)

顧 問 井 上 一 郎 (岐阜県議会議員)
 顧 問 林 幸 広 (岐阜県議会議員)

幹事会	【関市】	西尾	治（助役）
		森	義次（総務部長）
	【板取村】	長屋	賢治（助役）
	【洞戸村】	林	修美（助役）
	【武儀町】	森	弘（助役）
	【上之保村】	宇佐見	勝彦（助役）
	【武芸川町】	田下	勇司（助役）

傍聴者（38名）

関市：18名	洞戸村：6名	板取村：1名
武儀町：4名	上之保村：3名	武芸川町：6名

職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤川逸美	事務局次長	中村繁
------	------	-------	-----

開 会

○事務局次長

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございました。定刻となりましたので、ただいまから第12回関市・武儀郡町村合併協議会を始めさせていただきます。

本日は、顧問の尾藤義昭県議会議員さんに御出席いただいております。また、参与の亀山穠中濃地域振興局長さんにも御出席いただいております。

では、ここで、議会の関係で委員さんが交代されましたので、新しい委員さんの御紹介を申し上げます。武儀町の池戸久夫委員さんにかわられまして、新しく中島慧さんが委員になりました。本日から御出席をいただいております。また、板取村も議長さんがかわられましたが、協議会委員には変更はございませんので、御報告させていただきます。

また、お手元に協議会名簿をお配りしておりますけれども、事務局の手違いで、レジュメの協議会委員名簿の一部が間違っておりましたので、おわびして訂正させていただきます。御迷惑をおかけしますが、差しかえをしていただくようお願いいたします。

では、本日の委員さんの出席についてでございますが、本日は上之保村の長尾匡雄委員さん、そして、武芸川町の山田時司委員さん、お二人がご欠席でございますが、会議は成立していることを御報告させていただきます。

1 あいさつ

○事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただきます。

○後藤昭夫会長

大変お忙しいところ、第12回の合併協議会に御出席を賜りまして、ありがとうございました。いよいよこの合併の協議に対しましても最終段階を迎えようとしております。本日上程をいたしております議案を御承認いただければ、すべての合併協定事項の項目の協議が終了することということになるわけでございますが、大きくは6月に予定しております合併の調印、議会の議決、そして県への申請手続を残すだけとなっております。協議会での調整方針の決定を受けまして、幹事会を初め専門部会、あるいは分科会では合併に向けた具体的な調整事務を積極的に進めておりまして、円滑に合併事務が進むことを期待しておりますところでございます。本日も大変中身の濃い議論と議事進行への御協力をお願いいたしまして、議事に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局次長

ありがとうございました。

では、会長さんには引き続き議長として会議を進めていただきたいと思います。
います。よろしく願いいたします。

○議長

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

では、本日の協議会の会議録署名委員を指名させていただきますと思います。
洞戸村の野村真富委員さんと武儀町的美濃羽大祐委員さんのお二人
にお願いします。よろしくお願いします。

では、報告事項に入りますが、その前に前回（第11回）協議会で出されました御意見がまとめてありますので、御報告を申し上げます。

引き続き、幹事長から幹事会の検討結果につきましても報告しますので、
よろしく申し上げます。

事務局から報告を願います。

○事務局長

合併協議会事務局の藤川といいます。よろしく願いいたします。

それでは、皆様方のお手元にございます前回（第11回）の合併協議会結果
について御説明させていただきますと思いますので、よろしく願い
いたします。

2枚めくっていただきまして、第11回関市・武儀郡町村合併協議会結果
という資料を添付いたしておりますので、よろしく願いいたします。前
回の協議会は平成16年5月11日でございます。

1 承認事項でございます。

議案第1号から第15号まですべて御承認を承ったわけでございますが、
議案第7号の交通関係事業の取扱いについて、町村名の敬称を略して願
いしますが、武儀町から、出来れば合併時までに市内巡回バスの運行をお
願いしたいという御意見がございました。

2の協議事項に入らせていただきます。

協議第1号 児童福祉事業の取扱いについて。

武芸川町から、父子手当が合併時に廃止になる。武芸川町としては、子
どもを育てる環境づくりに取り組み、その施策の一つである。出来れば19
年度までの段階的な廃止を望む。また、医療費助成についても、笠松町、
柳津町、大垣市、岐阜市が義務教育まで無料化しており、合併の目玉とな
る施策として取り組んで頂きたい。

上之保村から、出産奨励手当支給事業が合併時から廃止されるが、廃止
するのではなく、金額等を調整し、少子化対策として制度を残して欲しい。

武芸川町から、新市の一つの目玉として、少子化対策を含め児童福祉の

施策を模索して欲しいというそれぞれ御意見がございました。

次のページに入らせていただきます。

議長から、乳幼児医療助成については、市長会においても県に協力要請をしている。関市ではことしから就学時前までの通院・入院の無料化を実施しているが、義務教育までの医療費無料化は大きな費用が必要となる。

幹事長から、町村ごとに特徴があるが、その制度の見直しをしつつ精査し、優れた制度は引き継ぐことを念頭に協議してきた。取り上げられない施策もあるが、今回は見送っていただき、次の機会に御支援と御協力をお願いする。

関市。少子化対策については次回までに幹事会で再度協議し、その結果を受けて検討することどうか。

武芸川町。医療費助成に限らず、児童福祉の広い観点から子育て支援となる目玉施策の検討をお願いする。

以上、御意見承りまして、結果といたしまして、幹事会で検討し、次回の承認事項とするということでした。

続きまして、協議第2号 農林水産関係事業の取扱いについて。

上之保村。調整方針（案）では抽象的であるため、合併前までに具体的な金額や補助基準等を示されたい。

武儀町。3つの農業委員会となるが、それぞれに事務局を置くよう配慮されたい。

そういう御意見の結果、幹事会で検討し、次回の承認事項とするということになりました。

協議第3号 商工・観光関係事業の取扱いについて。

武芸川町。商工会への補助金は合併後も継続されたい。また、道の駅の売店・レストラン及び温泉のレストランの運営は民間業者に委託をしているが、町内業者優先で運営を継続するよう配慮されたい。

そういう御意見の結果、幹事会で検討し、次回の承認事項とするということになります。

次のページをお願いします。

協議第4号 上・下水道事業の取扱いについて。

上之保村。特環や農排の処理区域外は合併浄化槽で対応しており、下水道料金は、その維持管理費を算定基準としている。しかし、使用量が少ない家庭にあっては他町村より高い料金設定となっており、救済措置や料金の改正を3年以内にお願ひしたい。また、関市の負担金1平方メートル当たり50円は何か。

事務局長から、宅地面積に応じた負担金額となっているものである。

幹事長。合併浄化槽については検討はしていない。

武芸川町。上下水道料金は住民生活に最も影響があるもの。関市の制度

に合わせる事が合併の基本方針であり、税についても統一されていることから、この料金についても合併時に統一されたい。

幹事長。当初から料金を統一するのが本意である。しかし、差が大きいものについては急激な変化が生じない配慮として一定の期間を設けている。御理解をお願いする。

議長。そのような幹事会の結果です。早急な統一は問題の生じる場所ですので、3年で御辛抱願いたい。

武芸川町。我々は住民投票によって協議会に参加した。市長さんの力量で合併時に統一していただきたい。

議長。関市の料金が安いのは創設の時期によるもの。市議会においても3年程度で調整する方向で決定しており、一存では決定できないので、心中も察していただきたい。

結果、幹事会で検討し、次回の承認事項とするということです。

協議第5号 コミュニティ施策の取扱いについて。

武儀町。武儀町では、町が集会場の管理をし、地区が主体で建設されている。地区が主体で建設された7カ所について、公民センターとして引き継いでほしい。また、改修や新たに建設する施設にも配慮いただきたい。

なお、この7カ所については、前回（第11回）のときの資料がつけ加えてございます。72ページにこの7カ所の資料が添付してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その結果、次回の承認事項とするということです。

協議第6号 その他協議が必要な事業（第三セクター）の取扱いについて、次回の承認事項とするということです。

以下、協議第7号、その他協議が必要な事業（除雪対策）の取扱いについて、協議第8号 その他協議が必要な事業（社会福祉協議会）の取扱いについて、協議第9号 その他協議が必要な事業（シルバー人材センター）の取扱いについて、すべて次回の承認事項とするということでございました。

3のその他に入ります。

関市。関市から富加町へ抜ける道路（国道418号肥田瀬地内）の整備をお願いしたい。

議長。それは国道418号で、事業は進めている。建設計画には肥田瀬と標記されていないが、関市肥田瀬地内である。

関市。水道料金については、関市は岐阜市の半額、可児市の3分の1とすることで、旧関市の料金を上げないよう配慮されたい。

洞戸村。本国会に提出中の地方自治法改正案と合併特例法には、地域自治組織の積極的な活用の考え方が導入されている。他の協議会でも国の動向を踏まえ協議がされている。関市においても、地域自治組織の確立を図

るため、新法を踏まえた幹事会での検討をお願いし、協議会での議案とされたい。

議長。幹事会で検討し、次回協議会で議案として提案する。

武芸川町。職員の定数及び行政組織の規則と予算編成の規則の青写真を幹事会で作成していただければ、旧町村で対応ができ、住民にも説明できるのでお願いします。

武芸川町。市長の「限りなく新設に近い合併」は、すべて支所機能にかかっている。伝統と文化を重んじた自治の確立と予算執行に配慮を頂き、協議会で検討願います。

議長。支所機能については幹事会で十分検討されているが、再度調整、次回に提案する。

以上、それぞれの御意見をまとめさせていただきました。よろしく願いいたします。

2 報 告

○議長

それでは、引き続いて、幹事会の検討結果につきまして、幹事長から報告を願いたいと思います。

○幹事長

それでは、議長さんから御指名をいただきましたので、幹事会での検討結果の御報告をさせていただきます。

前回までの協議会におきまして、幹事会で検討するよう指示をいただいております項目につきまして、幹事会で慎重に検討いたしましたので、その結果を御報告いたします。

1 児童福祉事業の取扱いについて

①父子手当の段階的廃止と義務教育期間までの医療費助成制度の創設について。武芸川町さん。

②出産奨励手当支給事業の継続について。上之保村さん。

③子育て支援となる目玉施策について。武芸川町さん。

回答でございますけれども、児童福祉事業については、各町村の政策方針により各種の独自制度が設けられております。大きな予算執行を伴う政策的なものもあり、首長を初め議会との協議を経て決定されるべき性質のものであります。今回の合併協議においては、調整方針どおり、父子・出産奨励手当については合併時に廃止させていただきたいと思っております。

また、目玉施策についても同様に、合併後に十分な議論を経て具体化するべきものと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

2 農林水産関係事業の取扱いについてでございます。

①具体的な金額・補助基準等の公表について。上之保村さん。

② 3つの農業委員会事務局設置について。武儀町さん。

回答でございますが、調整を行いました各種事務事業の具体的な内容(特に数値、金額、基準等)については、農林水産関係事業のみならず、調整項目全般にわたりますので、必要に応じて合併時までにお知らせすることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

また、農業委員会の事務局については、行財政に係る合理化と農業政策の同一水準維持のため1つといたしますので、よろしく願いいたします。しかし、申請書等の受付・相談業務は、関係者に御不便をおかけしないよう、従前どおり各事務所で取り扱うことといたしました。よろしく願いいたします。

3 商工・観光関係事業についてでございます。

①商工会への補助金継続について。武芸川町さん。

②売店及びレストラン運業者の継続(地元業者優先)について。武芸川町さん。

回答でございますが、商工会補助金については、各市町村により補助金額、補助基準等に相違があるため、調整方針(案)どおり、合併後の商工会のあり方を踏まえて合併時まで統一することといたしますので、よろしく願いいたします。

また、売店・レストランの委託先については、当面は現状を維持いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

4 上・下水道事業の取扱いについて

①下水道料金の料金改正(3年以内)について。上之保村さん。

②上下水道料金の合併時統一について。武芸川町さん。

回答でございますが、上下水道料金の統一の時期については、調整方針(案)どおり、合併後3年を目途に統一するよう調整いたしたいと思っております。

上水道は、関市の場合は企業会計として独立採算で運営しております。赤字分は料金の値上げで対応することとなります。現状においても、町村の簡水会計への一般会計からの繰出金は毎年1億7,000万円ほどあり、統一した場合の料金の差額分をあわせると2億円を超える赤字が発生し、一般会計での負担、もしくは料金の値上げが必要となります。

上水と簡水、それぞれで統一料金としてはとの議論もございました。

町村の下水道会計への一般会計からの繰出金は、毎年5億2,000万円ほどあり、上水道同様、料金統一による差額が数千万円見込まれ、財政負担の増加となります。上下水道あわせて約1億2,000万円ほどの負担増となります。

関市は、都市計画事業として下水道事業を進めていることから、都市計画税を考慮し、公共下水と農業集落排水事業の料金を同一としております

が、都市計画税の負担がない町村の農排を同一料金とすることは、負担の公平の原則に合致しないのではないかとの議論もございました。

金額に大きな差がある場合には保育料等についても同様でございますが、5年間で段階的に統一する緩和措置をとっております。

料金に係る事務手続（事務処理）等に統合経費と3年の処理期間が必要との担当課からの意見が出されていることから、段階的に統一するのではなく、一挙に統一するというものでございます。

料金が値上げされるのではなく（住民負担が増加するのではなく）、統一されるまで現行料金でそのまま3年間据え置かれるということでございますので、その点に御理解をいただきたいと思っております。

以上のような問題点を協議し、調整方針といたしましたので、よろしくお願いいたします。

5 コミュニティ施策の取扱いについてでございます。

①地区所有集会所の公民センター化と建設改修費助成について、武儀町さんからであります。

回答といたしまして、調整方針（案）どおり、地区の所有に係る集会所の建設・改修等の補助については関市の制度に統一し、その範囲で対応することといたしますので、よろしくお願いいたします。

6 支所機能について、お答えさせていただきます。

次のような方針で整備することとしました。

1、事務所の位置づけでございますが、洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の各事務所は総務部の所属といたします。関市の東部・西部支所は民生福祉部市民課の所属でございます。

2、事務所長の権限でございますが、事務所長は部長級または課長級とし、事務所の事務経費や施設管理費等の予算執行の権限を持ち、地元との調整業務を行います。また、事務所の最高責任者としての業務を指揮監督いたします。

3、事務所の業務についてであります。窓口と管理の2部門5係で業務を分担し、本課（本庁の各担当課）との連携を密にし、連絡調整を図りながら窓口業務・管理業務を中心に行ってまいります。

地域に密着した行政機関として、住民からの要求に関する業務等も行います。

4、出先機関でございますが、出先機関の保育所、診療所、給食センター等は本課がそれぞれ主管しますが、事務所は本課との連携の中で出先機関に関する業務も行っていくこととなります。

5、予算。事務所の事務経費や施設管理費を除き、原則として予算は本課（本庁の担当課）が一括管理します。ただし、事務所での予算管理が合理的で適切と考えられるものについては、事務所へ予算配分いたします。

地域の要望に係る予算要求につきましては、事務所長はその要望を取りまとめ、各担当課へ引き継ぎ、調整するものであります。

また、地域審議会等において答申・意見を述べるができることとなっておりますので、この活用もお願いいたします。

6、人員配置につきましては、事務所と出先機関の職員をあわせた地域配置職員は、現在数に対し85%前後の配置（15%前後の削減）となります。事務所内の職員数は70%前後の配置（30%前後の削減）を基準といたします。

嘱託及び臨時職員の配置につきましては現状のとおりでございますが、今後は、業務の内容・量等を検討し、削減に努めます。

合併後の実務（本課と事務所の業務の割り振りや予算配分）については、配置職員数を決定後、分科会、専門部会での協議を経て幹事会へ報告いたしますことといたしております。

合併時はこの基準で職員配置をいたしますが、職員の削減は、関市を含め全体で10年間に約150人をいたしたいと考えております。あるいは、業務量に応じて、地域配置職員（特に事務所内職員）は削減いたしてまいりたいと思っております。

7、組織の見直し。随時、組織と職員配置の見直しを行い、より効率的な運営体制を目指してまいりたいと思っております。

8、その他。具体的な機構組織及び職員配置については、さきに示した基準によりまして、合併時までには人事を含め関市の主管課で決定してまいりたいと思っております。

7 地域自治組織についてでございますが、答えといたしまして、地域自治組織（地域自治区・合併特例区）については、当制度が合併後の関市に適合するすぐれた制度であるか否かを判断するには十分な研究と議論が必要であると思っております。

合併後は、速やかに地域の一体化を確立し、自治体としての意思決定が一本化できるようにすることが求められております。したがって、まずは、円滑な合併事務の遂行が急務であると考えますのでございます。

したがって、幹事会での議論を経て、合併後も継続し、都市内分権と効率的な行財政運営の2つの観点から、当制度については今後も十分検討するよういたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

8 職員定数及び行政組織規則と予算編成規則の提示についてでございます。武芸川町さんからでございます。

回答といたしまして、関市職員定数条例、関市行政組織規則、関市予算の編成及び執行に関する規則、そういうものがございまして、関市には上記の条例・規則がございまして、合併により変わる職員定数と行政組織につきましては、関市行政機構改革審議会での審議を経て、改正が必要となっ

てまいります。また、予算編成及び執行につきましては、平成17年度予算作成に関し各町村の財政担当者を初め関係者の協力が必要でございますが、執行に関しましては、従前どおりの関市のシステムで対応できるものと考えております。

9 過疎対策についてお答えさせていただきます。

幹事会での継続協議事項として、定義、目的等の基本的な考え方を含め協議をいたし、合併時までには一定の結論を出すよう努力いたします。

以上が幹事会での検討結果でございます。特に、地域自治組織と過疎対策の問題につきましては、合併までには一定の方向を出したいと考えておりますが、合併後も引き続き内部検討を行い、関市第四次総合計画策定の議論にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から前回の協議の結果について、また、幹事長からは、幹事会での検討の結果について報告いたしました。何か御質問、御意見を承りたいと思います。

なお、地域の自治組織の問題につきましては、次回の議案として提案すると申し上げましたが、このような一連の幹事会での検討項目として取り扱い、今、報告を受けることといたしましたので、御了承願いたいと思います。

それでは、質問を受けたいと思います。

○杉本富夫委員

武芸川町の杉本と申します。よろしく願いします。

今、地域自治組織のことにつきまして、議案として提案するとしましたけれども、幹事会の報告をもってかえるという意味で、この幹事会での検討結果についてというのが議案にかわるものとして受けとめさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

○議長 はい。

○杉本富夫委員

それから、支所機能につきましても同じ趣旨でよろしいでしょうか。

○議長 はい。

○杉本富夫委員

それでは、この幹事会での検討結果についての質問もさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長 はい。

○杉本富夫委員

まず、支所機能に関する基本方針のところでございますけれども、「事務所長は部長級又は課長級とし、事務所の事務経費や施設管理費等の予算執

行の権限を持ち」とありますけれども、この権限の範囲というのは、どの程度と承知しておいたらよろしゅうございますでしょうか。

○議長

はい、幹事長。

○幹事長

ただいまの御質問につきましてですが、私ども関市の専決事項、あるいは代決事項という項目が条例で定められておりまして、その専決事項の範囲で、部長並びに次長、課長という職務の権限を行使していただきたいと思っております。

○議長

よろしゅうございますか。

そのほかありませんか。

○杉本富夫委員

続いての質問でございますけれども、「施設管理費等」とございますけれども、この施設管理費というのは、どの範囲までを施設というふうに定義させていただいたらよろしゅうございますでしょうか。

○幹事長

現在ございます各町村の役場の施設、それから、総務部で所管する施設管理ですね。そういうものが該当するわけでございます。

○議長

よろしゅうございますか。

ほかございませんか。

○杉山ミサ子委員

今のお答えでちょっとわかりませんので、具体的にお願いいたします。

○議長

はい、どうぞ。

○幹事長

例えば、関市の本庁で申し上げますと、この庁舎の維持管理。それで、今の町村で申し上げますと、現在ございます町村の土地を含め、庁舎管理、施設管理、あるいは備品等もそうでございますが、そんなものの管理に当たると思いますし、それから、総務部で所管しております、支所の範囲です。私どもの支所は今、民生部でございますので、そういうものではございませんが、それから、総務部にはたくさんの課がございましてけれども、その課で所管しておりますような施設ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長

よろしゅうございますか。

ほかございませんか。

○河合正則委員

上之保の河合でございます。

上下水道について、先般のときに、合併浄化槽については検討していないという御返事をいただいておりますが、上之保におきましては、山間部のために上下水ができない部分が非常にたくさんございます。これから、環境維持も含めまして、合併浄化槽は進めていかなければならない項目だろうと思います。関市さんにおかれましては、合併したときに、この合併浄化槽の扱いは衛生課とかほかの課で担当されるのか、あるいは、今現在、補助制度もございますが、どんなふうに変わっていくのかお聞きしたいと思っております。

○議長

はい。

○幹事長

関市は、ただいま特環、あるいは公共、農排ということで奨励いたしておりまして、合併浄化槽については、特別に市民の皆さんに奨励いたしておりませんでしたので、そういうことで取り扱っておりません。助成政策もございませんで、しかし、5町村につきましては、合併浄化槽も相当普及しておるようでございますので、私どもとしては、今後は助成策を考えながら普及に努めてまいりたいと。特環、農排、あるいは公共でできないところについては、できるだけ効率のいい効果的な合併浄化槽を用いた方がいいということであれば、それはそれなりに今後考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長

ほかございませんか。

○河合正則委員

ありがとうございます。どうしても山間部になればなるほど特環やら農排は無理が来ますので、合併させていただいた後には、ぜひそうした方の施策もよろしく願いたいと思っております。ありがとうございます。

○議長

そのほかございませんか。

○杉山ミサ子委員

支所機能につきまして、合併後の実務については、配置職員数決定後、分科会、専門部会での協議を経て幹事会へ報告しますということですが、前回も申し上げましたけど、人を採用するにしても何をやるにしても、一応、ある仕事が決定了ら、それに割り当てて人を募集するものではないかと思われまして。そうしたときに、こういった先に人員ありきではなくて、私どもが支所機能の充実ということをおっしゃるときには、各事務所に対してどういう支所機能、仕事を与えるかということが具体的に欲しいなと思

うんです。そういったことが先にありましたら、それに対して人員がどうだということが決まるのではないかと理解しているんですけど、その辺はどのようなふうにお考えなんでしょうか。

○議長

そういうことも含めまして幹事会で検討されたと思いますが、幹事長、いかがでしょうか。

○幹事長

おっしゃるような向きもございますが、今回の場合は、私ども、それぞれの町村の皆さんの御意向として、従前は、本庁での約50%の削減をお願いしたということを申し上げておりましたが、いかにもそれではということでございまして、若干引かせていただきました関係で、その割り振り分担がどこへどうなるかという具体的なものまで今のところ持っておりません。それで、全体の中で、今お示しした数字で、細かく分科会あるいは専門部会で検討する中で、最終的には幹事会で決定し、また御報告ができれば、できるだけ早い時期にそんなものを目指したいと。

しかし、最終的には、私ども、職員のことではございまして、市民や住民の皆さんの目線に立った、本当に市民の皆さんが、これでよかった、ああ、やっぱりすばらしいなというものができていくのが本当でございしますので、そんなものを目指してやってまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。

はい。

○山田憲幸委員

武芸川町ばかりで申し上げないんですけど、一口、今、幹事長がおっしゃいましたことに対して、私の方から、きょう、本体は協議会で協議してほしいということについて幹事会にゆだねるわけですけれども、それだけ幹事会の方が大変かと思えますけれども、すばらしい案を出していただきたいということと、今、杉山委員がおっしゃいましたけれども、仕事の内容が先か人員が先かということになりますと、今、職員がいるわけですから、なるべく早い機会に支所機能の中で、どの仕事を支所がやるのかと。いわゆる事務分掌的なものを早く明示していただけるといいかなという意味で、過日申し上げましたように、行政組織の中の規則明示を早く幹事会で検討して、1日も早く明確化してほしいと思います。きょう、武儀郡は、議長、副議長、特別委員長が午前中おられまして、いろいろ協議されました。そういったことも踏まえて、いま一度、具体的に幹事会では大変だと思えますけれども、今、幹事長がおっしゃいましたけれども、くしくも、しょせんは住民に喜んでいただける支所機能にしていただけるよう十分な

御配慮をいただきたいと要望いたしておきます。

○議長

はい、どうぞ。

○西田忠昭委員

武芸川町の西田でございます。前回にもお願いした件でございますが、これは武芸川町の議会統一意見として、一言申し述べさせていただきます。

上下水道料金につきましては、武芸川町民も大変関心を持っております。武芸川町におきましては、御存じのとおり住民投票によってこの法定協に参加させていただいておるところであります。住民説明会におきましても、関市の上下水道料金は県内でも最も安い料金設定であるという説明を、再三にわたり、町長も私たち議員も説明してまいったわけでございます。このことは、後藤市長が水道部長時代から、県内のどの市町村よりも積極的に生活環境整備を推進されてまいられた成果であると、その御努力、また手腕に対して敬意を表するものであります。そうしたことが評価された関市の都市環境は全国でも高い水準にあると認められていると聞き及んでいるところであります。また、前回の協議会におきまして、市長は、関市の水道料金が安いのは、武儀郡の町村が豊かな自然環境を守っていただいたからきれいな水を関市民に安く供給できるのだと発言されました。

私どもといたしましては、そうした経緯からも、今回の合併の一つの目玉として、合併時から関市の料金の統一を強く望むものであります。ただし、財政負担も大きなものがあることも承知しております。先ほど、1億2,000万円ほどかかるんじゃないかとおっしゃっておられましたが、今回の合併特例法の中には、公共料金の格差是正等につきましても、この地域に対して3年間で4億6,000万円の財政支援措置が盛り込まれているわけがありますので、十分可能なものと私たちは考えるものでございます。保育料、国民健康保険も住民に非常に身近な負担は関市の制度に統一するというので、合併後は負担がふえてまいります。どうか上下水道については、編入される町村の最大のメリットとして御理解いただくようお願い申し上げまして、一言お願いさせていただきます。どうか、これは、今回決められずに、何とか継続審議で、もう一度審議していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

とりあえず報告事項はこれで終わりたいと思っております。

3 承認事項

○議長

続きまして、3の承認事項に移ります。

議案第1号の平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会歳入歳出決算の認

定についてを議題と供します。

○事務局長

資料の1ページをお願いいたします。

議案第1号 平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会歳入歳出決算の認定について。

関市・武儀郡町村合併協議会財務規程第8条の規定により、平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて協議会の認定に付するというものでございます。

2ページからは決算書でございますが、詳しい御説明を8ページからさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8ページの明細書の歳入でございます。

1款分担金及び負担金の1項負担金、1目負担金でございますが、当初予算は3,000万円、補正予算額1,476万4,000円。これは、昨年11月10日の第5回協議会で御承認賜りました。計4,476万4,000円でございます。

右のページへ参りまして、1節市町村負担金、同額の4,476万4,000円というものでございます。

そして、2款の諸収入でございますが、1項の預金利子、当初予算額1,000円、補正はございません。収入済額が206円でございます。

2項の雑入でございますが、当初予算額1,000円、収入済額0円でございます。

歳入合計でございますが、当初予算額3,000万2,000円、補正予算額1,476万4,000円、計4,476万6,000円。

右へ参りまして、調定額の合計でございますが、4,476万4,206円、収入済額4,476万4,206円でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款事業費、1項運営費、1目会議費でございますが、当初予算額385万7,000円でございます。補正はございません。計も385万7,000円でございます。

節に入らせていただきます。

1節報酬。支出済額172万9,000円、不用額67万6,000円でございます。これにつきましては、協議会、予算は13回持っておりますが、結果的に8回、小委員会は3回の予定でございましたが、結果的に4回いたしております。

報償費。支出済額はゼロでございます。旅費。支出済額はゼロでございます。すべて不用額となっております。

需用費。予算額36万9,713円、支出済額36万9,713円、不用額はゼロです。

13節委託料。予算額98万2,287円、支出済額25万8,444円、不用額は72万

3,843円でございます。これにつきましては、会議録作成に伴う不用額が出てまいりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

2目の事務局費。当初予算額479万6,000円、補正はございません。計479万6,000円でございます。

節に入ります。

3節職員手当等でございますが、予算額30万円、支出済額29万3,661円、不用額6,339円。これは残業手当の関係です。

それから、7節賃金。支出済額はございません。したがって、すべて不用額になっております。

8節の報償費。予算額は1万円、支出済額1,600円の不用額8,400円です。

9節の旅費。予算額11万2,380円、支出済額11万2,380円で、不用額はゼロでございます。これは、名古屋市、東京都、そして、広島県廿日市市へ出張いたしております。

11節需用費でございますが、予算額221万1,000円、支出済額206万4,830円、不用額は14万6,170円でございます。これにつきましては、主に光熱水費の関係が不用額として残っております。

12節役務費。予算額68万3,000円、支出済額43万8,660円でございますが、不用額24万4,340円です。これにつきましては、郵送料関係が不用額で残りました。

そして、14節の使用料及び賃借料でございます。予算額62万5,000円、支出済額61万100円、不用額1万4,900円でございますが、これにつきましては、公用車借り上げもいたしておりますが、有料道路の予算額の関係で残が出てまいっております。

18節の備品購入費につきましては、支出はゼロでございます。

2項の事業推進費に参りまして、1目の調査研究費でございます。当初予算額1,732万5,000円、補正予算額1,476万4,000円、計3,208万9,000円でございます。

13節がすべてでございます。これにつきましては、予算額3,208万9,000円、支出済額2,373万2,000円でございますが、不用額は835万7,000円でございますが、これにつきましては、計10本の委託につきましては、見積額と落札額との差が出てまいっております。中でも、武芸川町の加入に伴いまして、新市建設計画策定業務、さらには例規立案策定支援業務、これにつきましては減額の契約変更もかけておりまして、それも含めてこの額の残ということでございます。

2目の広報費でございますが、当初予算額は382万4,000円でございます。補正はございません。

歳出でございますが、11節の需用費。予算額は290万円、支出済額は173万7,812円。これにつきましては、協議会だよりで支出いたしておりますが、

不用額の116万2,188円につきましては、新市基本構想のパンフレットを作成する予定でございましたけれども、協議会名の変更等が伴いまして、この発行をとりあえず中止いたしておりますので、このような額が残っております。

13節の委託料、予算額92万4,000円、支出済額85万7,850円でございます。これにつきましては、ホームページの作成と更新でございまして、結果的に6万6,150円不用額が出たということです。

予備費の支出はございません。

一番下の段でございますが、歳出合計。当初予算額3,000万2,000円、補正予算額は1,476万4,000円、計4,476万6,000円。支出済額は3,220万6,050円でございます、不用額は1,255万9,950円、このようになっております。

12ページに調書が書いてございます。結果的には、3の歳入歳出差引額1,255万8,156円が16年度へ繰り越すと、このような結果になりました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ただいま説明いたしました平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会歳入歳出決算の認定につきまして、田中監査委員さんから監査の結果について御報告をお願いいたしたいと思っております。

○田中善隆監査委員

平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会会計歳入歳出決算の審査意見について、御報告いたします。

関市・武儀郡町村合併協議会会長、後藤昭夫様。

関市・武儀郡町村合併協議会財務規程第8条の規定により、審査に付された平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会会計歳入歳出決算について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

審査の対象

平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会会計歳入歳出決算

審査の期日

平成16年5月6日

審査の方法

審査に当たっては、平成15年度関市・武儀郡町村合併協議会会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書ならびに関係諸帳簿等により、決算計数の正確性、歳入歳出の合法性、予算執行の適格性等の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、審査した。

審査の結果

審査の結果は、審査の方法で述べたように、いずれも関市・武儀郡町村合併協議会財務規程に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿

と符合し、正確であることを認めました。

関市・武儀郡町村合併協議会監査委員、田中善隆。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの監査報告を含めまして、決算の報告を申し上げましたが、これにつきまして、御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

御質問もないということでございますので、この決算につきましては認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

異議なしと認めまして、提案どおり認定させていただきます。

続きまして、議案第2号の平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会補正予算（第1号）についてを議題といたします。

○事務局長

16ページをお願いいたします。

議案第2号 平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会補正予算（第1号）について。

平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会補正予算（第1号）を別紙のとおり定めることについて、承認を求めるというものでございます。

17ページをお願いいたします。

第1条には、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,361万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,388万1,000円と定めるというものでございます。

詳細につきまして、20ページをお開きいただきたいと思います。

20ページでございますが、歳入、1款分担金及び負担金の1項負担金の1目負担金でございます。補正前の額1億1,025万円、補正額107万1,000円、計1億1,132万1,000円ということでございます。

1節の市町村負担金が107万1,000円でございますが、その負担割合が右の説明の欄に書いてございます。三角印は、先ほど御説明いたしまして御承認賜りました15年度の繰越金と今回の補正とを相殺いたしました結果、各市町村に金がこれだけの額ずつ入ってくるということでございますので、よろしくをお願いいたします。関市3万6,000円、洞戸村92万3,000円、板取村95万7,000円、武儀町87万2,000円、上之保村92万3,000円、武芸川町478万2,000円のこちらは補正増をお願いしたいということです。先ほども話が

ございました当初予算のときに、武芸川町がいろいろ事務的な手続、あるいは時期等がございまして、当初は1,000万円ちょうどの負担金でございましたので、その金額とこの精算を加味いたしました結果、武芸川町は478万2,000円お願いしたいというものでございます。

下の段の3款の繰越金でございますが、説明の欄に書いてございますように、前年度繰越金の1,255万8,156円の1,000円どめということで、1,255万8,000円の繰越金となるというものでございます。

次のページの歳出でお願いいたしますが、1款事業費、2項の事業推進費、1目の調査研究費でございます。補正前の額は1億3,343万5,000円、補正額1,361万9,000円、計1億4,705万4,000円というものでございます。

13節の委託料、1本で1,361万9,000円ということで、情報基幹業務システム統合と記載してございますが、具体的には、住民基本台帳ネットワークシステムの関係、あるいはシステム導入の支援経費、それから、ネットワークの設計・構築のそれぞれの委託料をトータルいたしまして、1,361万9,000円補正をお願いしたい、こういうものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ただいま、平成16年度の補正予算（第1号）について説明いたしましたので、これにつきまして御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、提案どおり承認することに決定いたします。

次に議案第3号新市建設計画の作成についてを議題と供します。

まず、成瀬委員長さんから、小委員会の協議経過について報告をお願いします。

○成瀬豊勝新市建設計画作成小委員会委員長

議長からお許しが出ましたので、私から、新市建設計画の作成について、協議結果を御報告申し上げます。

新市建設計画作成小委員会では、平成15年7月1日に第1回の委員会を開催しました。以降、都合10回の会議を重ね、新市建設計画について慎重に検討してまいりました。計画書作成の経過については、本協議会の席でその都度御報告してまいったところでございます。本計画は、岐阜県協議の結果を受け、去る5月19日、第10回新市建設計画作成小委員会を開催し、お手元にお示しのとおり、本計画を委員会として正式に承認いたしました。この計画は、関市・武儀郡の町村が合併後の新しいまちづくりを進めていくための基本方針及び総合的な施策を定めたもので、新市の一体性の速や

かな確立、住民福祉の向上と地域の均衡のとれた合併を図るための方向を示したものです。

以上、御報告といたします。

報告につきましては、局長の方から細かいところはお話しすると思いますが、皆さんの方で御質問がありましたら、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から説明願います。

○事務局長

資料の22ページをお願いいたします。

今、小委員会委員長さんから御報告がございましたが、議案第3号 新市建設計画の策定についてでございます。

合併特例法第5条に規定する市町村建設計画については、「新市建設計画」に定めるとおりとすることについて、承認を求めるということでございます。

経過につきましては、今、小委員会の委員長さんからお話がございましたが、裏面を見ていただきたいと思えます。

市町村第231号、平成16年5月18日、岐阜県知事から関市・武儀郡町村合併協議会会長あてでございます。

市町村建設計画の協議について（回答）。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項に基づき平成16年5月7日付け関合協第29号で協議のあったこのことについては、異議ありませんということでございます。

これにつきましてはの報告書につきましては、先日来、委員の皆様にもお配りいたしました。この結果を受けまして、製本して成果品とさせていただくということでございます。

また、その間、5月12日から5月21日まで、6市町村管内8会場で住民説明会もさせていただき、住民の皆様方にもお知らせしたところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

今説明を申し上げました新市の建設計画につきまして、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議なしと認めまして、提案どおり承認する

ことに決定いたします。

続きまして、議案第4号の児童福祉事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局から説明願います。

○事務局長

23ページをお願いいたします。

議案第4号 児童福祉事業の取扱いについて。

児童福祉事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

24ページをお願いいたします。

26-11. 児童福祉事業。

調整方針（案）。

1 児童手当事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。なお、板取村、上之保村及び武芸川町の単独事業については、合併時に廃止するものとする。

2 武芸川町における、父子手当については、合併時に廃止するものとする。

3 出産奨励手当支給事業における、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の実施事業については、合併時に廃止するものとする。

4 乳幼児医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業及び父子家庭医療費助成事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。

5 児童センターの運営事業については現行のとおりとし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の児童センターの設置については、合併後に検討するものとする。

6 子育てサロンの運営については現行のとおりとし、洞戸村及び板取村の地域については、合併後に設置に向けて調整するものとする。

7 子育て支援センターの運営については、現行のとおりとする。

なお、資料につきましては、前回の協議会で資料の32ページから36ページにつけ加えさせていただいております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

説明いたしました児童福祉事業の取扱いについては、先ほども幹事長からの報告もございましたが、これにつきまして、御質問ございませんか。

○杉山ミサ子委員

児童福祉事業の取扱いにつきましては、先週21日の金曜日に武芸川町で特別委員会を開きまして、その席で皆さんの合意で決まったことをここで御報告させていただきます。

今回の合併の目的の一つが、少子・高齢化対策だということは周知の事実でございますが、その少子化対策につきましては、武芸川町といたしま

しては、いま一つ取り組む姿勢をお示しいただけないかと思っております。

武芸川町にとりましては、この制度といたしましては、一番大切にしています政策が一步後退してしまうことになっております。例えば、第三子児童手当制度、それから、父子手当制度廃止、そしてまた、保育事業についての合併後5年間で調整するという保育料の調整、母親にとっては大変厳しい条件が重なっております。

たとえ失うものがありましても、特に、関市と合併してよかったという、また少子化対策の別の事業・施策などありましたから、またそれで皆さんにも納得して説明できるものがございます。何とか総合的に判断されて、少子化対策の目玉となるような事業をここで提示していただけないかと切に要望させていただきます。

特に、人口が増加傾向にある関市、それから、減少傾向にある武儀郡ということでは、なかなか同じレベルで考えることが難しい面があるということも承知しております。しかしながら、少子化対策を全体的に考えたときになせる事業、そしてまた、武儀郡の中で減少傾向にある武儀郡を何とか支える少子化対策というものがあってもよいのではないかと判断いたしまして、今回、この承認事項ではございますが、何とかもう一押しされて、合併調印までに何とか一つの事業を政策として出していただき、そして、その後、予算化されるまでに具体化していただくということで事業を実施していただけないかと希望いたしまして、ここで発言させていただきます。

○議長

ありがとうございました。

はい。

○岡田洋一委員

ただいまの武芸川町の杉山委員さんの方からの御発言につきまして、一言申したいと思います。

先ほど、幹事長の西尾助役さんの方から、この件につきましては、幹事会の中身についてる説明がございました。先ほどの合併に対するこういう一つの目玉といいますか、そういうものをつくって予算化せよということでもありますけれども、私ども関市としましては、こういう大変貴重な御意見でありますけれども、むしろ、そういうものは、新しく合併されたときに、新しい一つの希望に燃えたそういう執行部と、また、こうやって議会というものが一体になってそういうものに対して取り組んでいくと。そういう新しい時代の設計といいますか、今の段階で、事務的に合併に向けての作業を進めておるときに、新たなメニューを設定するのはなお早急ではないかと。あえてもっと時間を割いて、そういうものを十分議論し合って、また新たなものを誕生させていこうということで、我々関市はそういう意見の見解を見ておりますので、どうぞ、そういう新しい一つの大きな

目で、この調整案どおりに私は賛同するものであります。

○議長

ありがとうございました。

今、関市の委員から申し上げましたように、合併後におきまして、この少子化対策、大変重要な案件でございますので、時間をかけて、この件につきましては新市で対策を講じていきたいと考えております。私もそう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そういうことで、提案どおり調整案に承認することに異議ございませんか。

○後藤明朗委員

原案に反対するわけではございませんが、板取村でも武芸川町でも、大変いい制度でそうしたことを行っておみえになっておりましたものですから、これを新しく関市さんの方で設けられても、関の市民の皆さん方も喜んでいただけるんじゃないかと思ひます。合併して何か一つよかつたなということもあつてもいいと思ひますので、ぜひとも幹事会においてまたひとつよく検討していただいて、皆さんの期待にできるだけ沿つていただけますように御努力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長

ほかございませんか。

○杉山ミサ子委員

一応、うちは議長もおりませんので、これは合併前に提示していただく。その後、承認という形に持つていくようにという指示ももらつておりますので、武芸川町としては、ここで今承認ということはしかねます。

○議長

はい、西田委員。

○西田忠昭委員

実は、この会議に入る前に、どこの町村でも同じだと思ひますけども、いろいろ審議してまいつておりますので、何とかお認めいただくようにもう一度審議していただけませんか。私ども、ここで認めて、はい、異議なしと言つて下がるわけにまいりませんので、何とか継続審議でお願ひできませんか。ひとつよろしくお願ひします。

○議長

合併後というよりも、合併前に、今、岡田委員がおつしゃいましたようなことで、幹事会等で少子化対策についての目玉を考えていくということで御承認願えないでしょうか。もちろん幹事会で決定したことは、各首長さんにも報告いたしますので、よろしゅうございますか。

○杉山ミサ子委員

幹事会の中では、合併後にというふうになっていましたので、合併前にということでぜひ御検討願いたいということをお願いいたします。

○議長

合併前に検討することで、関市の委員さん、よろしいでしょうか。

○岡田洋一委員

今日まで円満に進んでおるこの合併協議会ではありますが、よその地域もかなりしまいのしまいにいろいろと紛糾されておる情勢も既に報道でお互いが認識するところであります。

ただ、先ほど言ったことに若干勘違いされておるということで再度申し上げますが、こういう大きな目玉、将来のビジョンというものは、今ここでそういう方向をあえて決めるべきでない。むしろ、合併後に、一つの新市になって、そこで新たな気持ちでそういう目玉をつくり、将来の意味ある大きな意味での関市のビジョンを描く、そういうものに時間、議論を費やしてやるべきということを私は申しておるのであります。ひとつ誤解のないようにお願いします。

だから、今まで武芸川町さんがおっしゃいましたような点につきまして、それを否定するものではありません。むしろ、新しい合併後にそういうものに真剣に取り組んでいくということの御理解を得て、あえてこの場では作業の流れとしてそれを承認していくということであります。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長

先ほども幹事長から申し上げましたように、目玉施策として十分に議論して具体化して判断していきたい、そして、特別な位置づけをしていきたいという報告でありますので、ただいま岡田委員からも発言がございましたように、特に過疎地域におきましては、少子化対策というのは必要でございます。相対的に、診療所の問題とか、あるいは保育園の問題とか、いろんなことを考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、調整案どおり一応承認することに決定いたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

次に、第5号議案の農林水産関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

25ページをお願いいたします。

議案第5号 農林水産関係事業の取扱いについて。

農林水産関係事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

26ページをお願いいたします。

26-18. 農林水産関係事業。

調整方針（案）。

1. 農業関係

（1）農業委員会関係については、関市の制度を基本とし、農業委員会法に基づき、地域農業の振興を図るものとする。

（2）農事改良組合については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、合併後、関市の制度に統一し、再編するものとする。

（3）米政策については、中濃地域で定める水田営農ビジョン、水田農業構造改革産地づくり計画書に基づき推進するものとし、生産調整推進助成金については計画等を補完する方向で、合併時までに、新たな基準を設け調整するものとする。

（4）武儀町における小規模土地改良事業補助金については、合併時に廃止するものとする。

（5）武儀町におけるふるさとクリーン村については、現行のまま新市に引き継ぎ、安心・安全な農作物の生産に取り組むものとする。

（6）農業関係イベントについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、実施方法等については新市において調整するものとする。

（7）市民農園については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、合併後、管理・運営基準の調整を図るものとする。

（8）農産物助成については、関市の制度を基本として調整するものとする。ただし、各町村における独自の助成制度については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、事業の目的、地域特性を考慮し、統一的な基準を設けるなど、合併時までに、調整するものとする。

2. 林業関係。

（1）森林整備計画については、合併後、新市において策定し、民有林の適正な管理に努めるものとする。

（2）分収造林については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

（3）森林整備地域活動支援交付金事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぐものとする。

（4）林業改良普及事業補助金については、関市に準ずるものとする。

（5）間伐材搬出利用促進事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市において補助基準等を調整し、引き継ぐものとする。

（6）板取村における雪害木復旧補助金、里山づくり事業補助金及び国

産材利用促進事業補助金については、合併時までには検討し、調整するものとする。

(7) 上之保村における雪倒木処理補助金については、合併時までには検討し、調整するものとする。

(8) 林業労働力確保対策事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぐものとする。

(9) しいたけ産地強化事業については、洞戸村及び武儀町に準じ、新市において補助基準を調整し、引き継ぐものとする。

(10) 武儀町及び上之保村における産直住宅日本一推進事業については、現行のとおりとする。

(11) 小規模林道改良事業補助金及び私設林道開設補助金等については、新市において補助基準等を検討し、調整するものとする。

(12) 育林促進事業及び造林関係事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、新市において補助基準等を調整するものとする。

(13) 有害鳥獣対策事業については、現行のとおり実施するものとする。ただし、有害鳥獣等の買い上げ単価、猟友会補助金及び捕獲檻等設置補助については、合併時に補助基準等を調整するものとする。

3. 水産業関係。

(1) 錦鯉振興会助成については、関市に準ずるものとし、合併後、再編するものとする。

(2) 各漁業協同組合補助金及び淡水魚増殖事業奨励補助金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、新市において補助基準等を検討し、調整するものとする。

4. 畜産関係。

(1) 洞戸村における優良乳牛改良事業補助金については、関市に準ずるものとする。

(2) 上之保村における高齢者等肉用牛飼育事業補助金については、平成19年度をもって廃止するものとする。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま説明を申し上げました農林水産関係事業については、先ほど幹事会の検討の結果につきましても幹事長から報告がございました。それを踏まえましての御意見を賜りたいと思います。

○土屋昭雄委員

この件につきましては、調整方針に異議を申すわけではございませんが、要望事項といたしまして、特に林業関係でございますが、武儀町に限りませんが、こういった郡部に入りますと、山の管理というか、保全が非常に

大事であろうと思います。そういった中で、今後、武儀町のように90%の面積が山林であるということになりますと、こういった荒廃をしていく山林の保護ということが非常に大事ではないかと思うわけでございます。そういった面から、調整案のとおりではございますが、今後、ひとつ考慮していただきたいと思います。

○議長

私も上流地域の山林の保護につきましては、非常に重要な案件だと考えております。今後、いろいろな面で、例えばふれあいの森とか、そういうことで、現在の関市民につきましても認識をするような運動も展開して、採算の合わない森林事業につきましては、何とか保護していただいて、災害から守り、水資源の涵養をお願いしたいと常々思っておるところでございますので、御意見を尊重したいと思います。

そのほかございませんか。

○野村真富委員

洞戸村の野村です。

26ページの林業関係の(13)の有害鳥獣対策事業についてでございますが、この有害鳥獣の種類の中にカワウが入ってございませませんが、御承知のとおりカワウの被害は、今、甚大なものがございまして、この有害鳥獣の種類の中にぜひともカワウを加えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

カワウの被害は関市でも同様でございますので。鶺鴒に大変影響がありますので。

はい、どうぞ。

○長屋幹夫委員

市長さん、協議会におきまして、板取村として、大変な勇気あるお答えをいただきました。確かに関市の上水、あの美しい水を供給できるのは源流にある長良川である、そういうお言葉を聞いたときに、この協議会に出席させてもらってよかったなど、こういう最後の喜びを感じたわけでございます。その源流に住む一人として、板取村は、独自に、この5カ町村にない支派川増殖組合、こういう組合がございまして。この組合によって、今、絶滅の危機に瀕しておるアジメ、あるいはカジカとか、イワナとか、アナゴ、こういう魚族の保護にこの組合が大変な努力をしております。同時に、この支派川によって最も大切な環境も守ることができます。この協議会の中には、支派川増殖組合というものがございませぬ。板取村独自の組合として、新市になっても、これからも末永く御理解をいただきたい、こういう強いお願いでございましてけれども、市長さん、ぜひお願いします。

〔「どういう字を書くの」と呼ぶ者あり〕

支線の「支」、派閥の「派」、それから「川」、そして増殖組合。

○議長

多分、この中に入っていると思いますが、おっしゃることはよくわかりますので、ひとつよろしくお願いします。

そのほかございませんか。

○長屋幹夫委員

市長さん、ついでやもんで、市長さんの顔を見るのも最後やと思いますので。

雪害でございます。市長さん、屋根の雪をおろしたことはありますか。ないでしょう。雪というものは、予期せぬときに、予期せぬ量が降ります。この雪の多い板取村としても、これからの住民の声にこたえていく、それは、何といたっても支所の権限、雪に対する権限というものを100%支所に与えていただかなければ、これからの除雪とか雪害、こういうものは住民の声にこたえていくことができませんので、ぜひ、雪に対しては、支所に権限、この場でお答えいただければ幸いと思います。

○議長

支所機能といたしましては、とにかく現場機能は決して削減するというよりも、強化しながら過疎対策に努めていきたいと思えます。特に、雪害、土砂崩れ、災害、そういうものが、ひいては全体の市民の影響にもなるわけでございますので、十分認識をいたしておりますので、よろしく申し上げます。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、調整方針どおり承認することに決定いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、第6号議案の商工・観光関係事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

28ページをお願いいたします。

議案第6号 商工・観光関係事業の取扱いについて。

商工・観光関係事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

29ページをお願いいたします。

26-19. 商工・観光関係事業。

調整方針（案）。

1 商工会補助金については、合併後の商工会のあり方を踏まえ、合併時までに調整するものとする。

2 観光協会補助金については、各協会の事業内容を精査し、補助基準

の統一を図るものとする。組織については合併後、統合に向け調整するものとする。

3 工場誘致等については、関市の制度に準ずるものとし、関市企業立地促進条例の適用基準を地域の状況により、緩和措置を講ずるものとする。

4 中小企業金融対策等については、関市の制度に統一するものとする。

5 まつり・イベントについては、現行のとおり継続するものとし、効果的、効率的な開催及び運営に努めるものとする。

6 地場製品の販路拡大については、現行のとおりとし、さらに販路の拡大及びPRに努めるものとする。

7 観光施設については、民営化等を含めた将来のあり方を検討し、適正な管理運営に努めるものとする。

なお、資料につきましては、前回の50ページから56ページでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

この件につきましても、幹事会の検討の結果を幹事長の方からも報告させましたが、今説明いたしましたこの取り扱いにつきましても、御意見を賜りたいと思います。

○山口保彦委員

武芸川町の山口でございます。

「商工会補助金については、合併後の商工会のあり方を踏まえ、合併時までに調整するものとする」と書いてございますが、各町村の商工会では補助金をいただいておりますが、今、財政難ということで非常に苦慮しておりますが、この件につきましても、補助金は、各町村で格差はございますが、具体的に内容を十分検討いただきまして、金額の数字を合併時までに提示いただければよいのではないかということで、お願いいたしておきます。よろしくお願いいたします。

○議長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、そういう意見も含めまして、合併時までに調整するというところで、調整案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、提案どおり承認することにいたします。

続きまして、第7号議案の上・下水道事業の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

30ページをお願いいたします。

議案第7号 上・下水道事業の取扱いについて。

上・下水道事業の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

31ページをお願いいたします。

26-22. 上・下水道事業。

調整方針（案）。

1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり継続するものとする。

2 上水道料金及び簡易水道料金については、経営審議会等により検討し、合併後3年を目途に関市の上水道料金に統一するよう調整するものとする。

3 給水装置の工事負担金及び配水管工事負担金については、関市に準ずるものとする。

4 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町における水道加入金については廃止するものとする。

5 下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり継続するものとする。

6 下水道料金及び農業集落排水施設使用料金については、経営審議会等により検討し、合併後3年を目途に関市の下水道料金に統一するよう調整するものとする。

7 下水道事業における受益者負担金については関市の制度に統一するものとする。ただし、洞戸村における現在整備中の特定環境保全公共下水道区域においては、30万円とする。

8 農業集落排水事業における受益者負担金については現行のとおりとする。

9 検針及び料金徴収については、隔月とする。

なお、資料は前回の協議会での58ページから67ページでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

この件につきましても、幹事会で幹事長の報告がございましたが、それを含めまして御意見を賜りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見がないようでございますので、調整案どおり承認することに決定させていただきます。よろしゅうございますか。

○西田忠昭委員

武芸川の西田でございますが、先ほどお願いした件でございますが、どうですか、もう一度幹事会で、何とか御無理言えませんかでしょうか。

○議長

合併後3年をめどに関市の上水道料金に統一するという……。

○西田忠昭委員

合併と同時に統一するという形に、前回も、また今回もお願いしておるわけですが、私個人の意見ではございません。本当に武芸川町市民の意見だと思って聞いていただきたいと思います。お願いします。

○岡田洋一委員

武芸川町さんに対抗して物を言うんじゃないから、誤解のないようにひとつ。

やはり、それぞれが言いにかかったら、みんな意見があると思うんです。ただ、これは、最初は5年と幹事会で出た調整案が、調整して3年ということになったと。しかも、この文面を見ると、私は抜け道があると思うんです。しからば、そういう一つの熱い声であれば、むしろ、合併後3年をめどということは決定ではありませんよ。むしろ、これは1年でもなるということです。そういう運動を真剣に、新市になってから……。それから、福祉の目玉商品でもさきに言いましたように、これは3年じゃなくても1年でもなるかもしれん。そのようひとつ努力するというところでどうですか。これは持ち帰っても同じことだと思うんです。だから、めどということに意味があると含蓄を置いた一つの見方で、むしろ、めどということ、遅くなるかもしれんけど、また早くなるということでもあると思うんです。だから、そういうことで、むしろ、全体でそういう声があれば、なおさらいいふうにとって、1年でも早くなるような一つの調整方針を達成させるような努力をするということ、ひとつどうでしょうか。そのように思います。

○議長

ただいま岡田委員からもおっしゃいました、私の方の議会の意見もごさいますので、そういうものを含めて3年をめどということですから、ひとつ御了承願います。

それでは、調整案どおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、調整案どおり決定いたします。

次に、議案第8号のコミュニティ施策の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

32ページをお願いいたします。

議案第8号 コミュニティ施策の取扱いについて。

コミュニティ施策の取扱いについて、承認を求めるといいますので、ごさいます。

33ページをお願いいたします。

26-26. コミュニティ施策。

調整方針（案）。

1 地区の所有にかかる集会所の建設・改修等の補助については、関市の制度に統一するものとする。

2 現行の洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町が所有する集会所については、公民センターとして位置づけるものとし、今後の設置基準等について、地域の実情を考慮して合併時まで調整するものとする。

なお、資料につきましては、前回の協議会の69ページから80ページに載せてございますので、それも踏まえて御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

8号議案のコミュニティ施策の取扱いについて説明を申し上げましたが、これにつきまして、御質疑を賜りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、調整案どおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。異議ないと認めまして、原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第9号 その他協議が必要な事業として、第三セクターの取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

34ページをお願いいたします。

議案第9号 その他協議が必要な事業（第三セクター）の取扱いについて。

その他協議が必要な事業（第三セクター）の取扱いについて、承認を求めるといふものでございます。

35ページをお願いいたします。

26-28. その他協議が必要な事業。

調整方針（案）。

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村が出資している第三セクターの取扱いについては、各町村において経営の健全化と効率化を図るため、将来における民営化を含めて、合併時まで、当該第三セクターと協議調整したうえで、新市に引き継ぐものとする。

資料につきましては、前回の協議会の82ページから83ページに書いてございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

第三セクターの取扱いについて説明を申し上げましたが、これについま

して、御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないと認めまして、調整案どおり承認することに決定いたします。

次に、第10号 その他協議が必要な事業として、除雪対策の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

36ページをお願いいたします。

議案第10号 その他協議が必要な事業（除雪対策）の取扱いについて。

その他協議が必要な事業（除雪対策）の取扱いについて、承認を求めるといふものでございます。

37ページをお願いいたします。

26-28. その他協議が必要な事業。

調整方針（案）。

除雪対策については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、今後の除雪計画については民間委託を基本に、地域の実情を考慮しながら、効率的な除雪体制を整備し、冬期の道路交通の安全性を確保するものとする。なお、豪雪地域における除雪対策については、市民生活の安全を確保するため特に配慮するものとする。

なお、資料につきましては、前回の協議会での資料の85ページから88ページに載せてございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

除雪対策につきましては、先ほど御意見がございましたとおり、非常に重要な事項でございます。調整案どおりさせていただきたいと思いますが、質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、調整案どおり承認することに決定いたします。

次に、その他協議が必要な事業として、社会福祉協議会の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

38ページをお願いいたします。

議案第11号 その他協議が必要な事業（社会福祉協議会）の取扱いについて。

その他協議が必要な事業（社会福祉協議会）の取扱いについて、承認を求めるといふものでございます。

39ページをお願いいたします。

26-28. その他協議が必要な事業。

調整方針（案）。

1 社会福祉協議会の統合については、各社会福祉協議会の自主性を尊重しながら、統合に向けて調整に努めるものとする。

2 社会福祉協議会に対する助成については、社会福祉協議会において調整する統合時の各事業の目的や効果を基に、調整を図るものとする。

3 社会福祉協議会への委託事業については、新市全域に同等な福祉サービスを提供するうえで、地域の実情から社会福祉協議会が最適である場合については、社会福祉協議会に委託するものとする。

なお、資料につきましては、前回の協議会での90ページから97ページに載せてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

社会福祉協議会の取扱いについて説明いたしましたが、これについて、御意見ございませんか。

○土屋希睦委員

武儀町の委員の土屋希睦と申します。それでは、要望事項でございますけれども、お願いしたいと思っております。

まず、社会福祉の関係でございますけれども、武儀町では、最初、早いうちにデイサービスセンターを建設いたしまして、特に、この事業に力を入れて、そして、訪問介護であるとか、あるいはまた、居宅支援事業でございますけれども、積極的にやってきたわけでございます。ただ、その間には、経営的には非常に厳しい時代もございましたけれども、年々、事業が増えてきておるといふ状況で、おかげさまで大きな赤字を出さずに最近ではできるようになってきたという状況でございます。

しかし、先を考えますと、高齢化が進みます、過疎化も進みます。そういった中で、今の状況でどうかということでございますが、来年の4月に福祉協議会の統合かと思っておりますが、そういった中で、統合がなされたならば、今までより悪くならないような、よくなるような施策をひとつ講じていただいて、本当に福祉の市として立派にやっていただきたいことを切望いたしまして、要望にさせていただきます。

以上でございます。

○議長

御意見ありがとうございました。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、調整案どおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

続きまして、その他協議が必要な事業（シルバー人材センター）の取扱いについてを議題と供します。

○事務局長

40ページをお願いいたします。

議案第12号 その他協議が必要な事業（シルバー人材センター）の取扱いについて。

その他協議が必要な事業（シルバー人材センター）の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

41ページをお願いいたします。

26-28. その他協議が必要な事業。

シルバー人材センター。

調整方針（案）

1 シルバー人材センターについては、それぞれの事情等を尊重し、合併後すみやかに統合するよう調整するものとする。

2 シルバー人材センターに対する助成については、各事業の目的や効果等を基に、調整するものとする。

3 シルバー人材センターへの委託事業については、高齢者等の雇用の安定を図り、地域の特性を踏まえ現行の内容を基本に、新市に引き継ぐものとする。

なお、資料につきましては、前回の協議会での資料の中の99ページから102ページに書いてございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

ただいま説明申し上げましたシルバー人材センターの取扱いについて、御協議を願いたいと思います。ございませんか。

○田中善隆委員

調整方針については異論はございませんが、今、村では、本日、理事会、総会が行われ、67名の人材登録者がおられます。その中で、地域に密着した体力と能力に合わせて、今、活動をしておってくれます。このシルバー人材、本村におきまして、重要な社会構成の一員でもなかろうかと思えます。これからこの灯を消さないためにも、今後、一層の御支援をよろしくお願いします。

○議長

おっしゃるとおり、地域の特性を生かしたシルバー人材センター、非常に重要かと思えます。御意見も賜りましたが、調整案どおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、調整案どおり決定させていただきます。

いろいろございましたが、一応、承認事項は終わりました、ありがとうございました。

4 その他

○議長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれで終了いたしたいと思えますが、昨年の3月に立ち上げました当協議会、12回協議を重ねまして、すべての協議項目が承認いたしました。不服かもしれませんが、一応、承認いただいたということで、ありがとうございました。

その間、委員さんが交代もされ、武芸川町さんも参加されるなど、変化がございましたが、委員さんの方々の一貫して大変熱心な御協議、また御理解を賜りまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

雪害とか少子化ということは十分認識いたしております。いろいろ協議をいただいたことにつきましても、今後とも合併の協議に向けて強力に進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

大変恐縮ですけれども、次は合併調印となりますが、6月10日木曜日、10時から、わかくさ・プラザ多目的ホールで調印の段階となりますので、よろしく願いいたします。

どうも御協力ありがとうございました。(拍手)

午後3時50分 閉会